

“みなし”電気工事業の開始届について

この届出は、建設業の許可を受けた者が、電気工事業を行う場合に必要な手続きです。
建設業の許可を受けた後に当該届出書を提出してください。

提出書類	開始届	備考
電気工事業開始届出書	○	届出者は、建設業許可証記載の代表者とする。
建設業許可証のコピー	○	「建設業の変更届」をしたときは、その受理書等の添付が必要。
主任電気工事士等の電気工事士免状のコピー	○	第1種電気工事士の場合は、「講習受講記録」のページもコピーする。
主任電気工事士の誓約書	○	
主任電気工事士等の実務経験証明書	△	主任電気工事士が第2種電気工事士の場合に必要。 (※) なお、他社から証明を受ける場合、他社で実務を行っていたことが分かる書類を添付。
主任電気工事士等の役員従業員証明書	△	主任電気工事士等が建設業許可証記載の代表者(通常は代表取締役)以外の者のときに必要。

注: ○…必要, △…備考欄に該当する場合に必要

※ 実務経験は、登録（みなし登録）電気工事業者に証明してもらっていただき、証明者欄の隣に代表者印を押印してください。

※ 香川県外の電気工事業者から証明を受ける場合、登録証もしくは届出受理通知書の写しを添付してください。